

日本における社会教育施設の歴史と変遷

— 戦後アメリカの影響下における教育観に注目して —

田中 梨枝子

はじめに

本研究は、戦後日本の社会教育施設における地域の芸術・文化拠点形成をめぐる諸問題について、その歴史の変遷と実践事例をふまえて究明するものである。本調査報告は、研究の基礎となる文献調査であり、日本に於ける社会教育施設の歴史を、博物館・図書館・公民館に即してまとめ、中でも戦後アメリカの影響下で成立した社会教育法と各施設における教育観の変遷に注目し、地域における各社会教育施設の役割と位置づけを明らかにする。

本調査報告の次の展開として、社会教育施設における教育普及事業の歴史について概観する。特に一九九八年の学習指導要領改訂、さらに二〇〇三年から施行された完全学校週五日制や「総合的な学習の時間」の新設に伴う美術館や図書館への影響と、ノンフォーマル教育の場として機能することを求められた美術館、博物館、図書館、公民館の、その後の取り組みに注目して文献調査を行う。

本研究により、芸術・文化拠点形成のための教育活動に関して、人材育成問題や施設連携による地域資源の再発見と定義、また地域の文化継承のあり方を模索し、社会教育施設の市民と芸術・文化とそれをつなぐ中間支援の役割を見直す機会になることを期待する。

一、社会教育施設の変遷

(一) 社会教育施設の黎明期

「社会教育の制度が学校教育制度と異なる分野として、組織されるようになったのは、近代に入ってからのことである。」^① 明治政府は欧米の近代的な文物の制度を取り入れて、人民の知識を啓蒙しようとする文明開化の方策は、重要な施策の一つとしていた。これにより学校教育制度の急進と歩みを同じくして、学校以外の方法による一般人民の知識の開明についても、大いに注目していた。

海外の事情から、特にアメリカ合衆国の教育状況を視察した人々は、学校のほかにさまざまな教育施設が成立していることを日本に紹介していた。その中で政府が特に目を向けたのが欧米における博物館や図書館施設で、これらを教育制度の一部として運営するべきことを、文部省が教育施策としてとりあげるようになった。

① 博物館

博物館は図書館とともに文部省が創立当初から管轄していた施設であり、社会教育史の初頭を飾っている。「明治三年より政府は、物産局仮事務所を設けて物産を収集させ、博物館の基礎を置いたが、翌年九月文部省が設置された直後博物館に引き継がれた。」^② これを明治五年三月十日海外諸国の博覧会に倣い、我が国でも博覧会として公開された。当時は多くの人々に産業文化に関する啓もうを行うのがその趣旨であった。この博物館経営に熱心に携わったのが田中不二麻呂（一八四五—一九〇九）であり、書籍館あるいは教育博物館の創設にも尽力した。海外諸国の教育制度の実情にも詳しかった田中は、欧米巡業中から社会教育や学芸に関する行政方策、さらにそのための施設等にも着眼していたとされ、その結果として、一時博覧会事務局に合併されていた博物館を再び文部省に移管し、明治八年四月八日東京博物館と改称し、恒久化した社会教育施設の一つとするに至るのである。この博物館は最初湯島聖堂のかたわらに置かれていたが、翌年上野に新しく学術博物館を建築する計画がたてられたことにより、十年一月この地に移転することになり、教育博物館と名を改めた。また東京以外にも、大阪・京都・金沢・秋田の諸地域にも府県立の博物館が創立されるようになった。

② 図書館

文部省は明治五年四月、書籍館を博物局内に創設し一般公開した。文部省が率先して書籍館を開設したことにより、新知識を得ようとする一般の機運を盛り上げた。その他民間の手によって京都集書院が開設、新聞縦覧所が各地に開かれるなど、図書館施設の発展の基礎を築くこととなった。

以上のように、博物館および書籍館は明治初年における文明開化の産物であり、最初の社会教育施設の試みであったが、教育課程の中に掲げることがなかった。明治五年、学生の中には社会教育に関する規定は載せられていない。し

かし、社会教育は実際には文部省が持っていた施設であり、「十二年教育令の中で、はじめて図書館は学校とともに文部卿の管轄下に置かれる方針が確立された。」⁽³⁾これは公立学校と公立書籍館の発展とが相まって、初めて近代教育の進展を期することができるとしたもので、近代的な社会教育施策に関する見解を示したものであった。十三年の改正教育令においても、書籍館は公私立の別なく学校幼稚園と並んで文部卿の監督にあるべきと規定された。またその設置及び廃止に関しても規程を設けて、公立の学校、幼稚園と同様に府県立のものは、文部卿の許可を、町村立及び私立のものは府県知事・県令の許可を得なければならぬこととした。これを契機に地方でもしだいに書籍館を設けるようになった。

(二) 通俗教育の振興—明治から大正期—

「明治の初頭から三十年代に至る間の社会教育に関する施策は、主として図書館、博物館などの社会教育施設の整備を中心に行ってきたが、日露戦争以降、社会教育は本格的な整備の時代を迎えた。」⁽⁴⁾その第一が通俗教育の振興策である。

通俗教育は明治十八年十二月、学務局第三課は師範学校小学校幼稚園及び通俗教育に係ることを規定されたものの、特に取り上げるほどの方策が立てられなかった。四十年代の初頭になり、社会情勢の新たな変化や激動化に対処して、国家の発展に向かつていよいよ通俗教育の整備を行うに至った。四十四年五月通俗教育調査委員会を制定、文部大臣の監督に属し、通俗教育に関する講義料あるいは材料の収集または製作をすることと定め、通俗教育全般に関する文教方策を検討することを委員会の任務とした。調査委員会は三部に分かれ調査を行うとともに施設に関する事務を担当することとした。第一部は読み物の編集と懸賞募集ならびに通俗図書館・巡回文庫・展覧会事業に関する事項を、第二部は幻燈の映画および活動フィルムを選定・調製・説明書の編集等に関する事項を、第三部では講演会に関する事項ならびに講演資料の編集およびその他をそれぞれつかさどることとした。⁽⁵⁾

これにより当時通俗教育として教育行政の一部に加えられたものが、書籍および図書館・文庫・展覧会のような観覧施設に属するもの、幻燈・活動写真のよ

うな娯楽施設の指導に関すること、および講演会に関することがあつて、これらの三つが主要な内容となった。その後、大正から昭和にかけて通俗教育がしだいに振興される際に、これらの諸内容が主要な分野を構成することとなった。大正二年六月通俗教育調査委員会官制が廃止され、審議する機関がなくなったが、「通俗図書館認定規程」および「幻燈映画及活動写真フィルム認定規程」を設け、従来のように書籍および娯楽施設に関する改善に指示を与えたのである。なお「この廃止と同時に、文部省分課規程を改正し、図書館・博物館・通俗教育・教育会に関する事務は普通学務局第三課において一括して扱うこと」⁽⁶⁾になった。ここに従来別々になっていた社会教育に関する行政事務が一体化され、明治末年〜大正五年にかけて、通則教育の進展をいっそう促進することになった。

「東京教育博物館は、大正三年六月東京高等師範学校に付設されたいたものを、文部省普通学務局所管としたもので、自然科学およびその応用に関する参考品と、学校・家庭・社会教育の参考品を収集してこれを公開した。またそこには付属図書館を設置して普通教育および通俗教育に関する書籍を集めて閲覧に供していた。なお東京教育博物館は館外貸出の方法をも講じ、広く全国の主要都市に陳列品を送付している。また特別の展覧会および講演会を開催して、広く一般に教育的な働きを及ぼしている。図書認定および幻燈映画、活動写真フィルム認定等は引き続き行われ、読書・娯楽指導の機能を発揮してきた。その他講演会等も開催され、通俗教育の方策を実施する上に大きな力となっていた。」⁽⁷⁾大正七年、臨時教育会議は通俗教育の改善に関し、大正七年十二月、十一項にわたる答申をしている。この第一項から四項は通俗教育の行政に関するものであった。第一項では広く学校教育以外において施設すべきものとし、諸官庁・民間諸団体と深い関係をもっているため、その改善をはかり、各方面の人材からなる調査会の必要を述べていた。また第二項以下では通俗教育にあたる主任館の設置、通俗教育にあたる人材の養成を行う必要を説き、学校とは異なる独自の運営を行う組織とさせようとした。第五項以下は当時通俗教育の内容と考えられたものの改善方針の答申が行われた。大正七年以降通俗教育は大いに振興され、社会教育の制度ならびに行政の整備の機会となる。大正十年六月に文部省官制の改正の際には、通俗教育という語を改めて社会教育とした。

臨時教育会議の通俗会議に関する答申や社会教育行政機構の整備などにより、社会教育の施策はいっそう進展した。大正十五年一月に図書館認定規程を、ま

昭和五年九月に図書課推薦規程を定め、これらの法規に基づいて、社会教育上有益と認める図書の認定・推薦を行うこととなった。また映画等に関しては、大正十二年五月の活動写真「フィルム」幻燈映画および蓄音機「レコード」認定規程によって、健全なものを奨励して社会教育に資せしめようとし、さらに十四年五月活動写真「フィルム」検閲規則を定め、検閲を経なくては公開できぬようにした。一方で文部省みずから教育に資すべき映画を作り、頒布貸与することも行った。全国の図書館および東京科学博物館もこの間その活動を続けていたが、昭和三年三月博物館協会が、五年十一月に社団法人大日本図書館協会が設立された。

(三) 昭和期—戦時下の社会教育—

昭和時代に入り、戦時下の日本社会において、社会教育の体制は、戦時体制に順応した社会強化と社会教育の体系的整備という二つの傾向を見せた。文化施設については、「時局下に留意すべき事項を示した上で、図書館の進行、図書推薦、出版指導の強化、博物館の普及・充実、映画・演劇・音楽・放送その他各種文化施設の整備と利用についてその方向を示した」⁽⁸⁾。公共図書館については積極的活動を要請するとともに、都道府県立中央図書館の機能が重視された。したがって、中央図書館は国民精神総動員文庫・時局文庫の巡回・貸出が活発に行われた。博物館では、その科学的的重要性に鑑み、その充実が求められ、東京科学博物館は十五年十一月官制を改正し、自然科学に関する研究及び事業に主力を置く博物館に改組された。しかし戦時下における博物館の運営は困難であるとの事情もあり、活発な活動には至らなかった。

(四) 戦後の社会教育

昭和二十年八月終戦により日本は連合国軍の占領下におかれた。昭和二十七年の平和条約の成立により独立するまでの期間、各分野に渡り改革が実施される中、教育改革は特に重要なものの一つと見られていた。戦後の教育改革は占領政策の一部であり、常時の改革と同様に見ることはできない。「昭和二十年九月、文部省が示した『新日本建設の教育方針』が教育改革の出発点となった」⁽⁹⁾。教育改革においては、総司令部が本国へ教育使節団の派遣を要請した。使節団は昭和二十一年三月に日本に到着し、教育改革の基本方針をまとめ報告書とし

て総司令部に提出した。そして戦後日本の教育改革は、総司令部の民間情報局（以下CIA）と文部省の協議により進められることとなった。CIAは文部省の教育方針についての助言・協力する立場にあったが、背後において大きな力を持っていた。占領解除となるまで、CIAの助言・指導なくして教育関係法案は勿論、実施の方法も決定することができなかった。CIAにはアメリカ教育界の専門家が多数来日して、業務を分担していた。一方、米国教育使節団の来日が決定した時、総司令部は日本側の教育家委員会の結成と協力を求めた。これを受け内閣は教育刷新委員会を設け、二十一年九月に総会を開き審議を開始した。この委員会において戦後教育改革の基本となった諸方針は決定され、改革において重要な役割を果たすこととなった。しかしこの委員会は文部省から委員は加わっておらず、連絡調整委員会を経由するといった、教育施策を決定するには異例な委員会といった性質をもっていた。「こうした事情から占領下の教育改革は日本が進めたものではあるが、CIAと結びつかなければならなかったので、従前には見られなかった特別な性格を持っていた」⁽¹⁰⁾とされ、ここに戦後の社会教育の変化に関する要因を見ることができるとされる。

米国使節団は社会教育の振興をとりあげ、その後CIA、日本の民主化を進める方法として成人教育の奨励、図書館の充実、PTAの活動などの改革の方向性を示唆した。その際、教育基本法及び学校教育法においても社会教育の振興について規定されたことに関連して、文部省は学校教育に並ぶ分野として社会教育に関する独自の法制を整備する必要性を感じ、先述の教育刷新委員会からの社会教育関係立法の急速な実現を要望する建議を受けて、社会教育法案の立案作業に着手し、昭和二十四年六月、「社会教育法」が制定を見るに至った。

社会教育法は、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とし、社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用及び通信教育など社会教育全般にわたって社会教育と社会教育行政との関係を規定したものであって、日本で初めて社会教育行政に法的根拠を与えた画期的な法律であった。なお同法では、社会教育関係団体の官公庁依存の傾向を是正するため、ノーサポート、ノーコントロールの原則が示され、これにより社会教育団体の自主性の確保が図られた。図書館・博物館については、更に詳細な規定が必要であったので、別にそれぞれ単独法が制定されることとなり「図書館法」は二十五年に、「博物館法」は二十六年に制定された。

戦後の社会教育行政は、国民が自主的に学習できるような環境を醸成し、条件を整備することを最大の任務としたので、社会教育施設の充実・整備はそのための重要な役割を担うこととなった。「その中でも中心的な存在となったのは公民館である。」⁽¹⁾公民館は、我が国独自の構想により、文部省が提唱してその設置を奨励した総合的な社会教育施設であり、CIAからも支持を受けて、全国的に普及した。昭和二十四年六月、「社会教育法」公布の時点において、当時の市町村数一万余のうち実に四〇〇〇余の市町村が既に公民館を設置していた。ただ、当時は厳しい地方財政の窮迫や資材の不足等の中にあつて、施設を持つことよりもむしろ活動そのものにアクセントが置かれ、二十五年現在でなお公民館の半数が独立した施設を持っていなかった。このような中、社会教育法の制定により公民館の運営に国庫補助の道が開かれ、漸次施設の設置、職員や設備の充実が進められた。

図書館、博物館は、公民館に比べると、いずれも長い歴史的沿革を持つ専門的施設であるが、戦禍を受けたものが少なくなかつた上に、復旧も遅れがちであつた。二十五年四月に公布された図書館法においては、図書館の在り方を従来の保存、管理にウェイトを置く静的なものから、積極的に利用者へのサービスを図る動的なものへ移行させ、さらに、司書、司書補の専門職制の確立、公立図書館に対する国庫補助、公立図書館の無料公開、私立図書館の独自性の尊重などが規定された。他方、二十六年十二月に公布された博物館法は、歴史・民俗・科学・郷土などのほかに、天文館・美術館・宝物館・動植物園・水族館なども博物館の中に包含し、それら博物館の動的な教育的機能を明示するとともに、専門的職員としての学芸員の設置、公立博物館に対する国庫補助などを規定した。

二、戦後、社会教育各施設に期待された役割

(一) 博物館

社会教育法は第九条で博物館を社会教育のための機関と位置づけ、社会教育法に基づいて定められた博物館法では、博物館で収集された資料が研究をとおして広く公開され教育的に活用されること、また博物館法第三条及び四条においては、その活動が専門的職員である学芸員によって展開されることが基本的な条件として定められている。さらに、他の社会教育施設との比較において特殊

な事例として博物館には登録制度がある。法律上の博物館は、この登録を受けた博物館をさす。博物館法の定義では、博物館は博物館法第二条において「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と示される。社会教育施設としての博物館には、その基本機能である資料の収集や保管、調査研究、展示を総合的にとらえ、どのような教育を展開するかが未定義である。博物館教育については昭和二十八年に出版された「博物館教育」によって欧米の博物館論を紹介するあたりで教育機関としての側面を強調した博物館のあり方が紹介された。日本の制度では、博物館は人々の共有財産になり得る資料が専門家による検討を通して収集され、その資料がさまざまな活動を通して人々に広く利用されることを意図する機関として位置づけられている。

「展示や教育普及活動を博物館教育という場合、その内容や方法は、学校教育と異なり、利用者の興味や関心から影響を受けながら決定される場合が多い。」⁽²⁾博物館教育では、学習するべき内容やその順序が、小学校や中学校の義務教育課程のように、国の制度によって定められているわけではない。

(二) 図書館

昭和二十四年に公布された社会教育法第九条に「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」とある。この条文の図書館は公共図書館を示す。本論においても以下公共図書館についての役割を述べることにする。

戦後図書館法の成立により、新しい図書館の在り方が具体性をもって示された。同法ではそれを「図書館奉仕」として第三条に八項目を挙げ規定している。「図書館奉仕」は戦後、アメリカから導入された翻訳語であり、新しい図書館のあり方を端的に表現するものでもあつた。従来の地域住民と直接的な結びつきを持たない図書館活動、お役所的あり方に対し、地域住民の生活の中にあつて、まさに「奉仕」の姿勢で、彼らのさまざまな要求に応じようとする体制で図書館活動を進めてゆくことを意味しているのである。特に次の三点は戦後の図書館活動が目指した方向性が集約されている。(一)地域住民の資料・情報に対する多様な要求に応じ、またかれらの「知る権利」を保証する地域の資料・情報センターとしての機能を果たす。(二)それら資料・情報の活用にあつては、利用

者便宜を図り、そのために最大限の努力を払う。(三) 図書館を魅力のある、役に立つ施設にする。⁽¹³⁾

以上のように戦後図書館は、図書館所在地域に関する資料・情報については条件が許す限り収集を行い、新しい教育メディア・視聴覚資料にも十分留意する必要がある、且つそれらを無料で提供する。そのためには、利用の手引としての各種目録の配置はもちろん、資料・情報について豊かな知識と専門的技術を有する専門職員を配置して、利用相談、レファレンス・サービス(参考調査事務)を行う。館外活動としては、文館・閲覧所・配本所の設置、貸出文庫、自動車文庫などの移動図書館の巡回を行う。そして、広報や実のある奉仕を通して図書館の有用性を地域住民に広報・普及し、地域住民の足を図書館へ向かわせる必要性があること、利用者にも地域にも役立つ施設となる努力を求められることになる。

(三) 公民館

公民館は我が国独自の施設であり昭和二十一年七月文部次官通牒「公民館の設置運営について」が発せられたことから、歴史を歩みだすこととなる。以後、公民館は戦後の社会教育とともに生まれ育つてゆく。この通牒では、これからの日本に最も大切なことはすべての国民が「自主的に物を考え平和協力的に行動する習性を養うこと」であるとし、その実現のための機関として公民館の町村設置を奨励した。「公民館は『公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ね備えた文化教養の機関』であり『各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所』でもあると、さまざまな機能を担うことが期待された。⁽¹⁴⁾この通牒の実質的な起草者である寺中作雄は、制度の名称となっている「公民」について次のように述べている。「自己と社会との関係についての正しい自覚を持ち、自己の人間としての価値を重んずると共に、一身の利害を超越して、相互の助け合いによって公共社会の完成の為に尽す様な人格を持った人又は其の様な人格たらんことを求めて努める人⁽¹⁵⁾である」と説明し、そのような人格を統治修養する場が公民館であるとしている。このことは戦後公共施設の少なさ、あるいは教育行政と一般行政が未分化であったことが要因として挙げられる。

教育機関としての役割については、社会教育法第二十条において公民館は「市

町村その他一定区域内の住民のために」設置されているものとされ、さらに第二十一条で市町村なし民法第三十四条で規定される法人(公益法人)のみが設置できるとした。第二十二条では公民館の事業として、各種学級・講座、講演会、講習会等の実施、各種団体や機関等との連絡調整、施設利用の提供などが主な活動として挙げられる。

三、社会教育施設における教育活動の現在

社会教育の戦後の問題は、施設構想と法的整備、そして各市町村へ社会教育施設を建設することに重点がおかれていたことが分かる。また、社会教育施設としての図書館・博物館・公民館の歩みは、それぞれの役割が未分化のまま発展し相互連携の議論に及ぶのはようやく近年のことである。戦後社会教育の制度が誕生してから七十年が経過しようとしている。社会教育施設は日本の社会情勢に応じた教育機会の提供を使命としていることが、その歴史と変遷からも明らかである。また戦後アメリカから輸入された教育観の急激な変換も特徴的であり、その教育普及の拠点となった公民館はもとより、市民への奉仕を中心に据えられた図書館、収集物の研究成果による学習機会を提供する博物館のあり方にも強い影響を与えた。このようにして戦後の社会教育施設は半ば強制的に整えられたのであるが、日本が独立国家後も、ハード面は飛躍的に充実するも、それらの教育観について十分に議論される機会はなかったといえる。

博物館の専門職員である学芸員は、博物館資料に関する知識や資料を取り扱う技術をもち、資料の収集や調査を通じたコレクションの形成や展示など、博物館の様々な活動を総合的に行う存在であるといえる。しかし博物館法に定められた学芸業務は多岐にわたり、学芸員の養成についてこれまでも様々な議論がされてきた。大規模で比較的分業化がすすんだ欧米の博物館の学芸員に対し「雑芸員」などと称された例もある。近年日本では、欧米の分業化に目を向け、博物館教育担当者の質向上を目指す動きも出てきた。これは、学芸員の業務が多岐にわたり、博物館教育について展開が困難であったことへの反省であるとも、あるいは今日の博物館に対する来館者の期待が多様化したことに対応する専門職の配置であるとも考えられる。

また図書館は専門職員である司書を配置、無論教育機関であることから、司書は教育に対して何らかの専門性を有していることが期待される。しかし一般的

に司書の専門性について議論されるとき、教育に関する専門性の検討は十分であるとはいえない。特に公共図書館は社会教育だけでなく、学校教育に関与することもある。その代表例が学校図書館に対する資料の貸し出しや図書館を活用した授業の検討及び実施、図書館ガイダンス等の学校への出張講座などがある。学校図書館の職員はこれまで、教諭の充て職である司書教諭が配置されてきたが、二〇一四年の学校図書館法改正により、学校司書が学校図書館の職員として位置づけられた。このことは学校教育における図書館の位置付けの重要性を示している。今日の公共図書館は、文化や情報に関する機関であり、かつ教育機関としての側面を期待されているといえる。

公民館はといえば、発足当初は、青年学級、婦人学級に代表される各種学級・講座の実施、住民同士の自主的な話し合いを重視する協同学習の拠点となることよって、地域の連帯意識を高揚させたり、集団が共有する地域課題の解決に貢献した。しかし、一九六〇年代以降の高度経済成長期の工業化と都市化による就業の多様化や人口の流出と流入規模の増大などにより地域住民の生活意識の同質性は希薄となり、学習要求の多様化・高度化・個別化に対応するべく、事業の内容・形態を変化させて存続してきた。しかし一九七〇年代以降、生涯学習センターやコミュニティセンターなどさまざまな公共施設が林立したことをうけ、公民館の役割は相対的に低下することになった。さらに現在の社会教育施設その公共性や運営を考える上で議論すべき制度として、二〇〇三年六月の地方自治法改正により登場した指定管理者制度の影響をあげることができよう。地方自治体の社会教育施設である、公民館をはじめ、図書館、博物館、美術館も対象となった。指定管理者制度導入の功罪についても顕彰する必要がある。この事については稿を改めて述べたい。公民館においては民間事業者のビジネスとしての施設管理への参入により、行政と地域住民との結節点であった公民館の性格と機能を弱める結果につながった。今日の公民館は地域性にあわせ、それぞれの地域の住民によって再度その役割を検討されることが期待されているといえる。

近年 MLAK 連携など社会教育施設間の連携事例も注目されるようになった。これらは現場レベルでの連携も含めて現代の社会教育施設の教育活動の課題解決に向けた一つの動向を示している。この議論をさらに深めるとすれば、社会教育施設に共通した予算削減・マンパワー不足の問題をはじめ、地域の課題と

住民の求める学び、あるいは地域のための学びの機会といった視点からの意見交換が必要であると考えられる。そして今一度各施設の地域の中での役割分担を地域住民と共有することが急がれる。

現代の社会教育施設の問題を過去に問うならば、戦後日本の社会教育施設はハード面の整備以外に、人材育成や地域住民の参画などソフト面の議論が必要であったといえよう。しかし、ソフト面の充実にはハード面の拡張が飽和状態を迎える時期が来るまで待たなくてはならなかった。あるいは強引に進められた社会教育施設の改革に、従来の教育との差異への戸惑いと混乱があったとも想像できる。戦後の日本で人々が欲したのは教育の機会と場所であって、その教育の内容や在り方についての言及についてはさらに調査を進める必要がある。地域文化・人材(住民)の再発見と育成、地域の文化拠点形成等、今日の社会教育施設が掲げる活動目的は、ソフト面の活性化と地域に根ざした長期的な社会教育の在り方を問い、日本社会の未来を見据えて行うことにあるといえる。

おわりに

著者の関心は、学芸員として実務に携わる中で、美術館が地域の社会教育の場として充分機能しきれていないことへの疑問から出発している。学校教育と博物館教育との乖離に問題意識を持ち、学芸員が教育に関する専門性を身につける必要性について、地域の中の学芸員同士のつながり、あるいは学校教員とのつながりから学び、教育技術の研鑽、その結果として教育施設としての美術館の役割について質的研究を行うべく、実践の積み重ねを通じて博物館教育の意義と可能性を見出そうとしてきた。そして現在、公共図書館司書として実務に携わり博物館教育との比較から、改めて現在の地域社会における社会教育の意味を探っている。図書館と博物館双方の現場を知るにつけ相互の連携が希薄であるという新たな気付きを得た。博物館、図書館、公民館ともに人材育成が急務であるという共通課題を抱えている。しかし予算削減に伴う事業費・人件費の大幅な縮小、指定管理者制度の導入に伴う雇用の多様化、有期雇用による資料情報の保存と引き継ぎの困難など各施設に共通する問題は多く、しかもこの課題に対する抜本的な解決策は立てられていない。人手不足であるが人材を育てる環境が整えられない事実、それは即ち、地域の知的・文化的資源を保存し、普及する社会教育活動そのものの危機を示す。近年注目される社会教

育施設間の連携は、もちろん利用者の教育機会を優先するものであるが、同時に現場に携わる職員も共に学び成長する場所であることが望ましく、事例の積み重ねにより地域住民のみならず社会教育施設職員の教育の充実を図る活動として機能する必要がある。

また社会教育施設は資料・人・情報が集積した学習活動の場であることが期待されている。今日の社会教育は施設から地域へ出るアウトリーチ活動が盛んとなり、かつ情報化社会においては施設に赴かずして、望む情報を手にすることが可能となった。施設外のサービス、他の施設との連携が進めば、いずれは社会教育に建物を必要としない時代を迎えるであろう。この事実も踏まえれば、やはり社会教育施設において、人材育成と必要な専門的知識と技術をもつ職員の養成が重要事項であるといえよう。

以上のことから、地域の文化的資源と市民の知的財産を次世代へ継承することについて、社会教育施設全体での人材育成および地域の中での役割分担が必要であり可能ではないかと考える。本調査から見えてきたものは、戦後に法的整備、施設建設を急速に進めたことで現在の社会教育の輪郭が整ったことである。それは従来の施設との分断であり、本質を問うことを困難にさせることに繋がったと考えられる。特に博物館、図書館は常に欧米の価値の輸入により成立した施設である。戦後さらに文脈が分断されたことにより、その本質論が問われる機会を得なかったといわざるを得ない。特に戦後のアメリカ影響下の社会施設は、ルールを設けながらも利用者の所在が不明瞭なまま運用が進められた。日本は戦後、経済的発展を遂げたが、文化・芸術に関してヨーロッパやアメリカをモデルとしてハード面は整えられたものの、使い方について導入されなかった。この影響が現在の社会教育施設において利用者・鑑賞者教育の問題に繋がっているといえる。

社会教育施設の成り立ちと発展をもう一度見直すことで、現代の各施設の在り方、そしてこれから進む先を問い直したい。現在の社会教育施設は、戦後に各法律が成立して以降、その位置付けに大きな変化はないといえる。言いかえるとすれば、各施設の教育活動についての定義は現在も曖昧であり、人材育成や教育分野からの研究が進んでいるとはいえない。したがって、社会教育施設を地域の中に位置づけ、現代社会に応じた教育機会を考えるために本調査を活用したい。

主要参考文献

- 文部省『学制百年史（記述編）』（一九七二年）
小川剛「第六章公民間、第七章公共図書館『戦後日本の教育改革10 社会教育』確井正久編・海後宗臣監修（一九七一年、東京大学出版会）
大木由以「第四章教育機能に注目した博物館の役割―社会教育の施設論―社会教育の空間的展開を考える―」鈴木真理・井上伸良・大木真徳編著（二〇一五年、学文社）
小林真理「第一章 公共施設の課題と指定管理者制度」『指定管理者制度―文化的公共性を支えるのは誰か』小林真理編著（二〇〇六年、時事通信社）

引用文献

- (1) 文部省『学制百年史（記述編）』（一九七二年）四〇四頁。（以下『学制百年史（記述編）』からの引用は「学制百年史」と略す。）
- (2) 「学制百年史」四〇六頁
- (3) 「学制百年史」四〇九頁
- (4) 「学制百年史」四一四頁
- (5) 「学制百年史」四一五頁
- (6) 「学制百年史」一四六頁
- (7) 「学制百年史」四一六頁
- (8) 「学制百年史」六一一頁
- (9) 「学制百年史」三〇頁
- (10) 「学制百年史」三二頁
- (11) 「学制百年史」三八頁
- (12) 大木由以「第四章教育機能に注目した博物館の役割」『社会教育の施設論―社会教育の空間的展開を考える―』（二〇一五年）五九頁（以下『社会教育の施設論―社会教育の空間的展開を考える―』からの引用は「社会教育施設論」と略す。）
- (13) 小川剛「第六章公民間、第七章公共図書館『戦後日本の教育改革10 社会教育』確井正久編・海後宗臣監修（一九七一年）四九七頁
- (14) 「社会教育施設論」二六頁
- (15) 「社会教育施設論」二七頁